

聖籠町訓令第9号

聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月5日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱の一部を改正する訓令

聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱（平成22年聖籠町訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ふるさと整備課長」の次に「、東港振興室長」を、「社会教育課長」の次に「、図書館長」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。